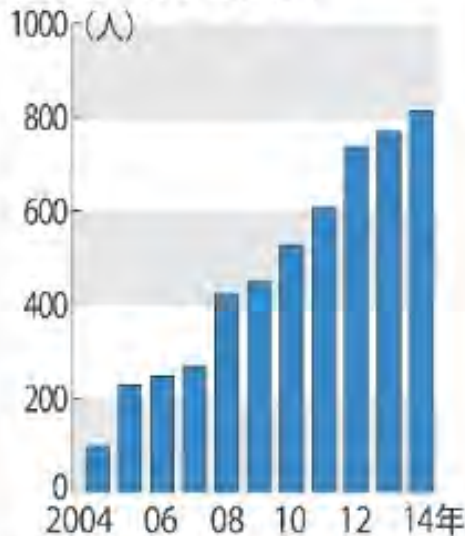


性同一性障害：学会が専門医認定制度創設へ 「保険適用に道」 国内の性別変更手術5000人超

毎日新聞 2015年07月18日 東京夕刊

性別の取り扱いが変更となった人数



※「一般社団法人gid.jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会」の調査より引用

Q. 拡大写真

身体的な性別と心理的な性別が一致せず違和感に苦しむ性同一性障害（G I D）について専門知識のある医師を育てようと、医師や研究者、当事者ら約1100人でつくるG I D学会（理事長、中塚幹也・岡山大教授）が認定医制度の創設に乗り出す。現行法では性別を変更するには外科的手術が不可避な一方、適切な手術ができる国内の医療機関は限られている。同学会は「医師の質を保證することでG I Dを取り巻く環境を改善し、手術の保険適用につなげたい」としている。【藤沢美由紀】

G I Dを巡っては2004年に施行された性同一性障害特例法により、性別適合手術を受けるなどの「条件付き」で戸籍上の性別の変更が認められるようになった。以降、性別を変更する人は年々増えており、一般社団法人「gid.jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会」によると14年末までに計5166人に上る。

しかし、性別適合手術は保険適用が認められていない。そのため同学会によると、費用の安いタイなどの外国や設備が整っていない国内の医療機関で手術を受け、術後に後遺症などのトラブルに

なるケースもあるという。

保険適用外である理由について、厚生労働省保険局の担当者は「手術の有効性や合併症などの安全性についてまだ議論が必要」と説明した上で、認定医制度に関しては「きちんと診断、治療できる医師を認める制度であれば保険適用につながる可能性はある」とする。

認定医となるために受講を要する科目としてはG I Dの診療や手術について学ぶ「医療系」のほか、社会の変遷や法律、学校、家族などに関することを学ぶ「社会学系」も予定している。まずはG I D学会の理事を務める医師らが受講し、今年度中に最初の認定医が誕生する見込み。来年からは面接や試験を行うなどして、内容や基準を整備していくという。

中塚教授は「認定医制度があれば、若手医師の育成にもつながる。国内で手術が受けやすくなる環境づくりを進めたい」と話している。

=====

■ことば

◇性同一性障害

性同一性障害特例法によれば、複数の医師に基づく診断が必要としている。精神的な治療だけでは改善は困難とされ、多くが男性・女性ホルモンの投与を受ける。特例法が定める戸籍の性別変更の条件には、生殖器の摘出や望む性の外生殖器に似せた体の外観が必要とされ、手術が不可欠となっている。専門医の調査では受診者の6割が自殺を考え、1割は実際に試みたとされる。